(知事が必要と認める図書)

|第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通||第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通 省令第3号。以下「省令」という。) 第2条第1項に規定する知事が必要と 認める図書は、次に掲げる図書とする。

(削除)

(削除)

- (1) 登録住宅型式性能認定等機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平 成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第44条第3項に規 定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。)が行う住宅型式 性能認定(住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をい い、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同 じ。) を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に 適合する住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該登録住宅型式 性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等 に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法 施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。 以下同じ。)又は当該登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等 の確認書(以下「型式性能確認書」という。)の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等(住宅品質確保法第40条第1項に規定す る認証型式住宅部分等をいう。以下この号において同じ。)又は住宅の部 分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合にあっては、型式住宅

 \mathbb{H}

(知事が必要と認める図書)

- 省令第3号。以下「省令」という。) 第2条第1項に規定する知事が必要と 認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11 年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。) 第5条第1項に規定す る登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。) による審査を受けた場合 該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、住宅性能評価(住宅品質確保法 第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。)を行った住宅 (当該住宅の構造方法に係る構造計算を建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号) 第81条第2項第1号口に規定する限界耐力計算により行ったもの を除く。) であるとき 設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。)の写し
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関(住宅品質確保法第44条第3項に規定する 登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。) が行う住宅型式性能認 定(住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいい、登 録住字型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。) を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合す る住宅の部分を含む住宅である場合 当該登録住宅型式性能認定等機関が 交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行 規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。) 第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。以下同じ。)又は当 該登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書(以下「確 認書」という。) の写し
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等(住宅品質確保法第40条第1項に規定す る認証型式住宅部分等をいう。以下この号において同じ。) 又は住宅の部 分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 型式住宅部分等製造

新

部分等製造者認証書(住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し

- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に規定する基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、特別評価方法認定書(住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。)の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関(住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。)が行う特別評価方法認定(住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験(以下この号において「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号に規定する基準(以下この条において「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」という。)に関し、地区計画等(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下この条において同じ。)又は景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下この条において同じ。)に適合する旨を証明する書面が交付されている場合にあっては、当該地区計画等を定めた市町村又は当該景観計画を定めた景観行政団体(景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。)が交付する当該地区計画等又は当該景観計画に適合する旨を証明する書面の写し
- (5) 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に関し、地区計画等又は景観計画に適合する旨を証明する書面が交付されていない場合にあっては、当該地区計画等又は当該景観計画に適合することを確認できる図書

(知事が不要と認める図書)

- 者認証書(住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写し
- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に規定する基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 特別評価方法認定書(住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。)の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関(住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下この号において同じ。)が行う特別評価方法認定(住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。)のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験(以下この号において「試験等」という。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号に規定する基準(以下この条において「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」という。)に関し、地区計画等(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下この条において同じ。)又は景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下この条において同じ。)に適合する旨を証明する書面が交付されている場合 当該地区計画等を定めた市町村又は当該景観計画を定めた景観行政団体(景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。)が交付する当該地区計画等又は当該景観計画に適合する旨を証明する書面の写し
- (7) 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に関し、地区計画等又は景観計画に適合する旨を証明する書面が交付されていない場合 当該地区計画等又は当該景観計画に適合することを確認できる図書

(知事が不要と認める図書)

第2条 省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げる第2条 省令第2条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げる

事項を明示することを要しないものとすることにより、同条第1項の表の各 図書とする。

項に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこ ととなる場合における当該各項に掲げる図書とする。

(1) 住宅型式性能認定書又は型式性能確認書の写しを提出した場合にあって は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書(以下この号におい て「申請図書」という。) に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認 定書については住宅性能評価(住宅品質確保法第5条第1項に規定する住 宅性能評価をいう。以下同じ。) の申請において、当該型式性能確認書に ついては長期優良住宅建築等計画の認定の申請において、それぞれ明示す ることを要しない事項として指定されたもの

(2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請図 書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、 住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定され たもの

第3条 (略)

(申請の取下げ)

第4条 法第5条第1項から第5項までの規定による認定を申請した者、法第第4条 法第5条第1項から第3項までの規定による認定を申請した者、法第 申請した者、法第10条の規定による承認を申請した者又は法第18条第1項の 規定による許可を申請した者(次条において「申請者」という。)が、これ らの申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)により知事 に届け出なければならない。

2 (略)

(認定等をしない旨の通知)

(1) 第1条第1号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書 (ただし、構造計算の概要を記載した図書を除く。)

旧

- (2) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、省令 第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて 明示することを要しないときは、当該各項に掲げる図書
 - ア 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請 図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書におい て、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指 定されたもの
 - イ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請 図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書におい て、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指 定されたもの

第3条 (略)

(申請の取下げ)

8条第1項若しくは第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定を 8条第1項若しくは第9条第1項の規定による変更の認定を申請した者又は 法第10条の規定による承認を申請した者(次条において「申請者」という。) が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第1号様式)に より知事に届け出なければならない。

(略)

(認定等をしない旨の通知)

第5条 知事は、法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含第5条 知事は、法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含

む。)の認定、法第10条の承認又は法18条第1項の規定による許可をしない む。)の認定又は法第10条の承認をしないときは、その旨を申請者に通知す ときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第6条・第7条 (略)

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書等)

第8条 省令第18条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次 (新設)

の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

図面の種類	明示すべき事項
	<u> </u>
付近見取図	方位、道路(建築基準法第42条に 場合となど的ない。 N. エロド
	規定する道路をいう。以下同じ。)
	<u>及び目標となる地物</u>
配置図	縮尺、方位、敷地(建築基準法施
	行令(昭和25年政令第338号)第
	1条第1号に規定する敷地をい
	う。以下同じ。) 内における建築
	物(建築基準法第2条第1号に規
	定する建築物をいう。以下同じ。)
	の位置、敷地境界線、申請に係る
	建築物と他の建築物との別、擁壁
	の位置、土地の高低並びに敷地の
	接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途
<u> </u>	並びに壁、開口部及び防火設備
	(建築基準法第2条第9号の2
	口、第12条第1項、第21条第2項
	第2号、第27条第1項、第53条第
	<u>3 項第 1 号イ及び第61条に規定</u>
	する防火設備をいう。)の位置並
	びに延焼のおそれのある部分(同
	法第2条第6号に規定する延焼
	のおそれのある部分をいう。以下
	同じ。)の外壁の構造

るものとする。

第6条・第7条 (略)

	新	旧
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置並びに延 焼のおそれのある部分の外壁及 び軒裏の構造	
2面以上の断面図	び軒裏の構造 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ(その高さの算定は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さの算定方法によるものとする。)及び敷地内における建築物の高さ(その高さの算定は、同項第6号に規定する建築物の高さの算定方法によるものとする。)	

新	旧
第1号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)	第1号様式(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
取下げ届	取下げ届
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事殿	神奈川県知事殿
届出者 郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	届出者 郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号
次の申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4 条第1項の規定により届け出ます。	次の申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第4 条第1項の規定により届け出ます。
1 申 請 の 種 類 <u>認定申請・変更認定申請・承認申請・許可申請</u>	1 申請の種類 認定申請 ・ 変更認定申請 ・ 承認申請・
2 申請年月日 年 月日	2 申請年月日 年 月 日
3 申請に係る住宅の位置	3 申請に係る住宅の位置
4 取 下 げ の 理 由	4 取下げの理由
5 備 考	5 備考
※ 受 付 欄 ※ 決 裁 欄 ※ 決 裁 年 月 日 年 月 日 第 号	※ 受 付 欄 ※ 決 裁 欄 ※ 決 裁 年 月 日 年 月 日 第 号
(孫 員	係 員 係 員
備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。	備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。

第2号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定計画実施者 郵便番号

住 所 法人にあっては、主たる事務所の 氏 名 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に関する工事が完了したので、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

1	長期優良住宅建築等計 画の認定番号				第		号	(第			号)		
2	長期優良住宅建築等計 画の認定年月日				年	月	日	(年	月		日)		
3	認定に係る住宅の位置														
4	工事完了年月日							年		月		<u>日</u>			
5	認定長期優良住宅建築 等計画に基づき、住宅 の建築に関する工事が 完了したことを確認し た建築士等														
6	備			考											
*	受	付		欄	*	決	裁		欄	*	決	裁	年	月	月
	年	月	日		Į										
	第		号												
係	係 員									係	員				

- 備考 1 工事監理報告書の写し等を添付してください。
 - 2 1及び2の欄の() 内には、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた 場合に直近の変更認定番号等を記入してください。
 - 3 ※印の欄には、記入しないでください。

第2号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定計画実施者 郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の) 氏 名 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に関する工事が完了したので、 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により報告します。

1		憂良住宅 忍定番号		等計		第		号	(第			号)	
2		憂良住宅 忍定年月		等計		年	月	日	(年	月		日)	
3	認定は	こ係る自	主宅の信	立置											
4	<u>認定</u> 又は名	計画実施 名称	直者の月	<u> </u>											
5	工事	完 了	年 月	日				年		月		<u>日</u>			
6	等計画 の建築 完了し た建築	長期優良 国に基づ 薬に関す したこと 楽士等	ゔき <u>、</u> (゚゚゚るエ	主宅 事が 認し											
7	<u>備</u>			<u>考</u>											
*	受	付		欄	*	決	裁		欄	*	決	裁	年	月	日
	年	月	月												
	第		号												
係	員									係	員				

- 備考 1 工事監理報告書の写し等を添付してください。
 - 2 1及び2の欄の()内には、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた 場合に直近の変更認定番号等を記入してください。
 - 3 ※印の欄には、記入しないでください。

新	旧
第3号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)	第3号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)
取りやめ申出書	取りやめ申出書
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事殿	神奈川県知事殿
認定計画実施者 郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の) 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	認定計画実施者 郵便番号 住 所 ₍ 法人にあっては、主たる事務所の 氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築(維持保全)を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。	次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築(維持保全)を取りやめたいで、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます
1 長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号 (第 号)	1 長期優良住宅建築等計画の認定 第
2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年月日(年月日) 3 認定に係る住宅の位置	番号
4 取りやめの理由	年月日 3 認定に係る住宅の位置 4 取りやめの理由
5 備 考	
※ 受 付 欄 ※ 決 裁 欄 ※ 決 裁 年 月 日	5 備 考
年 月 日 第 号 係 員	※ 受 付 欄 ※ 決 裁 欄 ※ 決 裁 年 月 日 年 月 日
備考 <u>1</u> ※印の欄には、記入しないでください。 <u>2</u> 1及び2の欄の()内には、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受け	第 号 係員 係員
た場合に直近の変更認定番号等を記入してください。	備考 ※印の欄には、記入しないでください。